## ○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町

三　構造改革特別区域の名称　北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

## ○内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県南会津郡南会津町

三　構造改革特別区域の名称　ふるさと南郷再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県南会津郡南会津町の区域の一部（旧南郷村）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

## ○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月十二日内閣府告示第千二百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　健康福祉千葉特区

四　構造改革特別区域の範囲　銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、いすみ市及び南房総市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡下総町及び大栄町、香取郡栗源町及び東庄町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町、夷隅郡御宿町並びに安房郡鋸南町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

## ○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　坂井市

三　構造改革特別区域の名称　人と人・ぬくもりあふれる丸岡特区

四　構造改革特別区域の範囲　坂井市の区域の一部（旧丸岡町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

## ○内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市及び米原市並びに滋賀県蒲生郡安土町、日野町及び竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、東浅井郡虎姫町及び湖北町並びに伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町

三　構造改革特別区域の名称　選べる福祉サービス滋賀特区

四　構造改革特別区域の範囲　滋賀県の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

## ○内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　飯塚市

三　構造改革特別区域の名称　「教育のまち　頴田」特区

四　構造改革特別区域の範囲　飯塚市の区域の一部（旧頴田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

## ○内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十七日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県及び成田市

三　構造改革特別区域の名称　国際教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　成田市の区域の一部（旧成田市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

**○内閣府告示第六十六号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月二十七日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　天草市

三　構造改革特別区域の名称　天草市福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　天草市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

**○内閣府告示第六十七号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志摩市

三　構造改革特別区域の名称　伊勢志摩インターネット高校特区

四　構造改革特別区域の範囲　志摩市の区域の一部（旧阿児町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構

造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地

・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

## ○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　遠野市

三　構造改革特別区域の名称　日本のふるさと再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　遠野市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

## ○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大崎市

三　構造改革特別区域の名称　たじり子育てスマイル特区

四　構造改革特別区域の範囲　大崎市の区域の一部（旧田尻町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

## ○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　日光市

三　構造改革特別区域の名称　いまいちネットワークシステム特区

四　構造改革特別区域の範囲　日光市の区域の一部（旧今市市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

## ○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　日光市

三　構造改革特別区域の名称　日光市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　日光市の区域の一部（旧今市市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構

造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

## ○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　京葉臨海コンビナート活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　市原市及び袖ヶ浦市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ボ

# イラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業（九一一―一）

## ○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び中新川郡立山町

三　構造改革特別区域の名称　富山型デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市並びに富山県中新川郡上市町及び中新川郡立山町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

**○内閣府告示第七十四号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　黒部市

三　構造改革特別区域の名称　黒部国際化教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　黒部市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

## ○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊那市

三　構造改革特別区域の名称　伊那市における福祉有償運送使用車両の拡大特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊那市の区域の一部（旧伊那市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

**○内閣府告示第七十六号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　多治見市

三　構造改革特別区域の名称　多治見福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　多治見市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

## ○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市

三　構造改革特別区域の名称　京都市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

## ○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　池田市

三　構造改革特別区域の名称　「教育のまち池田」特区

四　構造改革特別区域の範囲　池田市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

**○内閣府告示第七十九号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今治市

三　構造改革特別区域の名称　今治市しまなみ教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　今治市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

## ○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

三　構造改革特別区域の名称　ながさき有害鳥獣被害防止特区

四　構造改革特別区域の範囲　平戸市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県南松浦郡新上五島町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

## ○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県玉名郡和水町

三　構造改革特別区域の名称　三加和８つの里グリーンツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県玉名郡和水町の区域の一部（旧三加和町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

## ○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　天草市

三　構造改革特別区域の名称　御所浦町教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　天草市の区域の一部（旧御所浦町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））